

第43号議案

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

品川区立就学前乳幼児教育施設条例（平成15年品川区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「幼児教育施設」の次に「（児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき東京都知事に届け出た施設とする。）」を加える。

第8条第4項中「次に掲げる入園料および」を「別表第1に定める額を」に、「を徴収する」を「として徴収する」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、徴収する額は、1月における保育料から2万5,700円を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）とする。

第8条第5項中「前項第2号」を「前項」に改め、同条第6項中「第4項第2号および前項」を「前2項」に改め、同条第7項中「第4項第2号および前2項」を「前3項」に改め、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とする。

第9条第4項中「を日を単位として」を「の日額を各月ごとに合計した額（以下「預かり保育利用料月額」という。）を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、令第15条の6第3項に規定する施設等利用給付認定子どもの預かり保育利用料は、保育料の月額に預かり保育利用料月額を加えた額から3万7,000円を減じた額（その額が零を下回る場合は、零とする。）を徴収する。

第9条第5項中「額」を「日額」に改める。

第10条第1項中「、保育時間内延長保育利用者および預かり保育利用者」を「および保育時間内延長保育利用者」に、「、保育時間内延長保育利用料および預かり保育利用料」を「および保育時間内延長保育利用料」に改め、同条第2項中「入園料および」を削り、「保育料」の次に「および預かり保育利用料」を加え、同条第3項中「、入園料」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条から第10条までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料および預かり保育利用料について適用し、同年9月以前の月分の保育料および預かり保育利用料については、なお従前の例による。

（説明）幼児教育施設の保育料を無償化するとともに、保育の必要性の認定を受けた幼児の預かり保育利用料の一部を無償化する必要がある。